

令和8年2月1日

栄町東町内会の皆様へ

栄町東町内会

会 長 石 井 満
環境衛生部長 井 野 裕一

栄町東町内会では、毎年、札幌市と「冬季間の公園使用に関する覚書」を交わし、市内の5ヶ所の公園内に雪を搬入することの許可を頂いています。

つきましては、雪の搬入にあたって下記の注意事項を守って頂けますようお願いいたします。

●公園への雪の搬入にあたっての注意事項（覚書より）

1. 公園での事故や遊具等施設の破損を未然に防ぐため、遊具周囲への除雪は避けてください。もし、破損等があった場合にはお近くの町内会役員さんにご連絡ください。

2. 雪の搬入方法について

公園は周囲を生垣や柵で囲まれていることから、生垣や柵を傷める恐れのある搬入方法は行わないでください。

家庭用の除雪用具による搬入を原則とします。

（機械や運搬車両による搬入は厳禁）

●冬季間のごみステーション管理のお願い

その都度の降雪によるごみステーション周囲の除雪については、利用される会員さん相互の協力で行って頂けますようお願いいたします。